

春日部市人権施策推進指針

(第2次改定)

(案)

～ 一人ひとりの個性と人権が尊重されるまちを目指して ～

春日部市

春日部市民憲章

わたしたちのまち春日部は 古利根川と江戸川が流れ
豊かな自然のなかで 伝統 文化 産業を育んできた歴史のあるまちです

わたしたちは この先の時代に想いを馳せ
だれもが住み良い 魅力あるまちを目指して
ここに 市民憲章を定めます

- 一 環境にやさしく かけがえのない自然を守りましょう
- 一 心と体を健やかに 良識ある行動を心がけましょう
- 一 お互いを尊重し ともに助け合い 心かよう信頼を築きましょう
- 一 伝統と文化を大切にし 次の世代に引き継ぎましょう
- 一 広い視野で世界に学び 平和で夢のある未来をつくりましょう

そして

このまちで

ともに生きましょう

令和3年1月制定

目 次

I 指針の改定にあたって

- 1 改定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

II 基本理念と推進体制

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3 指針の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 4 指針の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

III 分野別人権施策の推進

- 1 部落差別(同和問題)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 女性の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 こどもの人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 4 高齢者の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 5 障がいのある人の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 6 外国人の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 7 アイヌの人々の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 8 感染症患者等の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 9 犯罪被害者やその家族の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 10 インターネットによる人権侵害・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 11 北朝鮮当局による拉致問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 12 災害時における人権への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 13 性的マイノリティの人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 14 さまざまな人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

IV 人権教育・啓発の推進

- 1 あらゆる場での人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 2 効果的な啓発活動の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 3 相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 4 連携・協力体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

－資料－

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・・・・・・・・24
- 春日部市人権施策推進要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

I 指針の改定にあたって

1 改定にあたって

本市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）の基本理念に基づき取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向性をまとめた「春日部市人権施策推進指針」を2005年（平成17年）11月に策定、2014年（平成26年）2月に改定し、これまで各施策を実施してきました。

しかし、私たちの身の回りには、我が国固有の人権問題である部落差別（同和問題）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等の人権にかかわる深刻かつ重大な問題が依然として存在しています。また、インターネット上の誹謗中傷、SNS上でのいじめなど、人権問題は複雑・多様化しています。

こうした人権問題に適切に対応するため、「春日部市総合振興計画」に掲げる「一人ひとりの個性と人権が尊重されるまち」を目指し、本指針を改定し、さまざまな人権問題の解決に向けて取り組んでまいります。

2 策定の背景

（１）国際社会の動き

1945年（昭和20年）に国際連合（以下「国連」という。）が結成され、1948年（昭和23年）には、人権の確立を通じて平和な世界を築くために「世界人権宣言」が採択されました。この宣言の第1条では「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と規定しています。この理念の実現に向けて、国連では、各国に人権確立への取組を呼びかけてきました。

2015年（平成27年）9月には「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。これは、先進国と発展途上国がともに取り組むべき国際社会共通の17の目標であり、その前文には「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」とし、人権尊重を柱の一つとしています。

（２）国内の動き

国内では、1947年（昭和22年）に施行された日本国憲法において、基本的人権の尊重を三大原則の一つとして掲げ、さまざまな人権に関する取組が行われてきました。

2000年（平成12年）「人権教育・啓発推進法」が施行され、人権教育及び啓発の推進は、国及び地方公共団体の責務であると規定されました。これに基づき、2002年（平成14年）3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

その後、2016年（平成28年）には「人権三法」と呼ばれる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消推進法」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。）が施行されるなど、個別の人権課題ごとの法整備が進められています。

(3) 埼玉県動き

埼玉県では、2002年（平成14年）3月に「埼玉県人権施策推進指針」を策定し、2012年（平成24年）3月の改定を経て、2022年（令和4年）3月には「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」ことを基本理念とした「埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）」を策定しました。また、同年、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」及び「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」を施行し、取組を進めています。

(4) 春日部市の動き

本市においては、「人権教育・啓発推進法」の基本理念に基づき、2005年（平成17年）11月に、「春日部市人権施策推進指針」を策定、2007年（平成19年）7月には、指針に位置づけられた施策を効果的に実施するため、「人権教育・啓発推進計画」を策定し、各施策を推進してきました。

2014年（平成26年）2月には、「春日部市人権施策推進指針」を改定し、市民、関係団体等と連携を図りながら、人権教育・啓発を積極的に推進してきました。

また、2023年（令和5年）4月には、「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度」を導入しました。

今後も複雑・多様化するさまざまな人権問題の解決に取り組むため、2025年（令和7年）3月「春日部市人権施策推進指針（第2次改定）」を策定し、「一人ひとりの個性と人権が尊重されるまち」を目指し、人権尊重の視点に立った施策を推進します。



Ⅱ 基本理念と推進体制

Ⅰ 基本理念

「一人ひとりの個性と人権が尊重されるまちを目指して」

あらゆる差別のない人権尊重のまちを目指した施策を推進します。

Ⅱ 推進体制

「春日部市人権施策推進会議」は、人権教育及び人権啓発に関し、関係部署相互の緊密な連携及び協力を図り、総合的かつ効果的に推進する体制（組織）です。これを核として人権教育・啓発を積極的に展開します。

また、関係部署が所管する関係団体等と連携を深め、人権教育の推進を図るように働きかけ、人権に関する啓発・学習のための資料、学習機会、教材等の情報を提供します。

さらに、人権侵害に苦しむ人の相談支援体制を整備するとともに、人権施策の推進にあたり、幅広く市民に意見を求め、施策に反映します。

Ⅲ 指針の性格

春日部市人権施策推進指針は、人権教育・啓発推進法第5条に規定される地方公共団体の責務として、市が人権教育・啓発を総合的に推進するための基本的な考え方を示すものです。

また、人権施策を推進するためには、長期的な視点に立ち、取り組んでいく必要があることから、2025年度（令和7年度）から10年間を見通したものとしします。

なお、春日部市総合振興計画と整合を図り、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 指針の体系

基本理念

指 針 の 体 系

一人ひとりの個性と人権が尊重されるまちを 目指して	分野別人権施策の推進	部落差別（同和問題） 1 （関連計画：部落差別を解消するための行政・同和教育の基本方針）	① 部落差別（同和問題）の現実から学ぶ人権教育の推進 ② 啓発の推進 ③ えせ同和行為の排除
		2 女性の人権 （関連計画：男女共同参画基本計画）	① 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり ② だれもがともに活躍するまちづくり ③ 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり ④ 男女共同参画社会を阻む暴力のないまちづくり
		3 こどもの人権 （関連計画：こども・若者計画）	① こども・若者が主体的に社会の形成に参画するまちづくり ② こども・若者の地域・産学官連携による多様な居場所づくり ③ こども・若者の心身の健康を支える体制づくり ④ 幸せを想像できる子育て支援への体制づくり
		4 高齢者の人権 （関連計画：高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）	① 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進 ② 住み慣れた地域での生活の支援 ③ 介護予防の推進と介護サービスの充実
		5 障がいのある人の人権 （関連計画：障害者計画、障害福祉計画）	① 障がい者施策の推進 ② 障がいのある人の意思を尊重し、その人らしく暮らせる地域づくり ③ 共に支え合う市民との協働の推進
		6 外国人の人権	① 多文化共生の推進 ② 不当な扱いを受けることのない地域づくり ③ 国際交流の推進
		7 アイヌの人々の人権	① 伝統文化への理解と尊重
		8 感染症患者等の人権	① 感染症に関する啓発の推進
		9 犯罪被害者やその家族の人権	① 啓発の推進と相談支援体制の強化
		10 インターネットによる人権侵害	① 情報リテラシー習得の推進 ② 人権侵害問題への対応
		11 北朝鮮当局による拉致問題	① 市民の関心と認識を深めるための啓発の推進
		12 災害時における人権への配慮 （関連計画：地域防災計画）	① 災害時における人権への配慮 ② 災害時の対応・体制
		13 性的マイノリティの人権 （関連計画：男女共同参画基本計画）	① 多様な性に対する人権教育・啓発の推進
		14 さまざまな人権問題	① あらゆる問題に対する人権教育・啓発の推進
	人権教育・啓発の推進	1 あらゆる場での人権教育の推進	（1）学校教育における人権教育 （2）社会教育における人権教育 （3）行政における人権教育
		2 効果的な啓発活動の実施	（1）人権意識の普及・高揚 （2）指導的人材の育成
		3 相談体制の充実	（1）相談窓口の周知 （2）調査・研究の実施 （3）相談員資質の向上 （4）連携の強化
		4 連携・協力体制	（1）国・県との連携 （2）近隣市町との連携 （3）民間団体との連携

Ⅲ 分野別人権施策の推進

人権意識の高揚を図り、今なお生活の中に根深く残っている因習等の不合理な考え方を払拭し、多様性を尊重する人権教育・啓発を推進します。

Ⅰ 部落差別（同和問題）

【現状と課題】

部落差別（同和問題）は、1969年（昭和44年）の「同和对策事業特別措置法」施行以来、実態的差別と心理的差別の解消のため、国を挙げてさまざまな取組が行われました。

四半世紀余にわたる特別対策事業により、生活環境等の格差が大きく改善されたことから、国においては、2002年（平成14年）に特別措置法に基づく事業を終了し、「人権教育・啓発推進法」により、人権教育・啓発を中心とした施策が一般対策事業として行われてきました。

しかし、近年においても、結婚や就職などの際に「身元調査」を目的とした戸籍関係書類の不正取得や、インターネットを悪用した差別的な書き込み、同和地区の所在地情報を流布するなどの事象が発生しており、差別が依然として存在しています。

また、部落差別（同和問題）解消の大きな阻害要因となっている「えせ同和行為」も課題として残されています。

このような状況から、2016年（平成28年）に施行された「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、今後もすべての市民の理解と認識を得るべく、部落差別（同和問題）の具体的な問題を取り上げ、一人ひとりが自分の問題として捉えられるような人権教育・啓発を推進していく必要があります。

【今後の取組】

我が国固有の人権問題である部落差別（同和問題）は、憲法で保障された基本的人権にかかわる問題であり、差別の解消にあたっては市民一人ひとりの理解と意識の深まりが必要です。部落差別（同和問題）の早急な解消は、行政の責務として、差別が存在する限り積極的に取り組まなければなりません。

「春日部市部落差別を解消するための行政の基本方針」及び「春日部市部落差別を解消するための同和教育の基本方針」に基づき、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

① 部落差別（同和問題）の現実から学ぶ人権教育の推進

単に歴史的経緯を理解するだけでなく、部落の果たしてきた役割を正しく伝え、さらに、現実に行っているさまざまな差別事象を学習することによって、差別を受けている人の痛みを自分の痛みとしてとらえることができるよう、人権教育・啓発を推進します。

② 啓発の推進

差別意識の解消に向けて、人権啓発イベントの開催や広報紙やホームページ、パンフレットなど各種媒体による啓発に取り組めます。

③ えせ同和行為の排除

えせ同和行為とは、部落差別（同和問題）を口実にして個人や企業、行政機関等に対して行われる機関紙・図書などの物品購入や寄附金・賛助金の強要など、不法・不当な行為や要求を指します。こうした行為は、部落差別（同和問題）に対する誤った認識を植え付け、差別の解消の妨げになるものです。

各種媒体を活用し、えせ同和行為の排除に向けた啓発に取り組めます。

2 女性の人権

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成を目指して、さまざまな取組を進めてきましたが、人々の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、男女の役割に対し、「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」といった性別役割による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が今も社会に根深く残っています。

さらに、ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、売買春などの問題もあります。

男女が社会的、文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会を実現するために、今後さらに、関係機関、企業等と連携を図りながら、人権教育・啓発、相談、支援などの施策を総合的に推進していく必要があります。

【今後の取組】

「春日部市男女共同参画基本計画」に基づき、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

① 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

人権や性の多様性に関する意識の向上を図るとともに、自分らしい生き方の選択ができるよう、ジェンダー平等に関する教育・学習の機会を提供します。

② だれもがともに活躍するまちづくり

家庭・職場・地域・政策決定などあらゆる場においての男女共同参画推進のために、男性の家事支援講座の実施、子育てや介護などの社会的支援の充実を図るとともに、女性の就業・キャリア形成を支援します。

③ 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

困難な問題を抱える女性など、さまざまな状況におかれた方の支援の充実を図るため、関係機関等との協働を推進します。

④ 男女共同参画社会を阻む暴力のないまちづくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、重大な人権侵害であることについて、人権教育・啓発を実施するとともに、DV被害者の相談体制の充実を図ります。

3 こどもの人権

【現状と課題】

急速な少子化等により、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しました。子育て家庭は孤立し、虐待、いじめや不登校、インターネットなどによる誹謗中傷など、こどもの人権はさまざまな課題に直面しています。

こどもを取り巻く課題に社会全体として取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が2023年（令和5年）に施行されました。

さらに、こども基本法に基づき、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」では、全てのこども・若者が、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指しています。

こどもの権利が擁護されたまちづくりを進めるため、こども・若者自らが権利の主体であることを周知し、こども・若者の意見を反映できるしくみを整えるとともに、こどもの育ちと子育て家庭を支える包括的な支援体制の構築が必要です。

【今後の取組】

「すべてのこども・若者の権利が守られ、それぞれのしあわせを思い描くことができるそして叶えることができるまちの実現」を基本理念とする「こども・若者計画」に基づき、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

① こども・若者が主体的に社会の形成に参画するまちづくり

こども・若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人へ、こども基本法への理解を深める啓発とともに、こども・若者自らが権利の主体であることを周知し、その意見が反映できる場を創出します。

② こども・若者の地域・産学官連携による多様な居場所づくり

地域・産学官連携や各地区の地区センターの活用、こども・若者の参画により、こども・若者の居場所づくりを拡充・推進するとともに、地域資源を生かした多様な体験の場を創出します。

③ こども・若者の心身の健康を支える体制づくり

心身の成長にかかる基礎的知識についての情報提供、相談窓口の周知啓発とともに、心身を育む食育の推進と小児医療の充実に努めます。虐待やいじめ等に関し、加害の防止、相談しやすい体制への取組、被害者支援、啓発活動を推進します。

④ 幸せを想像できる子育て支援への体制づくり

子育て家庭へ切れ目なく支援するとともに、障がいがあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者、医療的ケアが必要なこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

4 高齢者の人権

【現状と課題】

全国的に少子高齢化が進行する中、2024年（令和6年）10月1日現在、本市の高齢化率は（総人口に占める65歳以上人口の構成比）は31.4%となっています。

こうした中、高齢者への身体的・精神的虐待や介護放棄、財産奪取、さらに、高齢者に対する悪徳商法などの犯罪や事故が増加しています。

また、高齢であることを一律に弱者と見る誤った理解が、偏見や差別を招き、年齢制限等により、高齢者の働く場が十分に確保されていないことなどが指摘されています。

高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って安心して生活できるよう、高齢者の人権が尊重される社会を構築していく必要があります。

【今後の取組】

「春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

① 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者自身が生き生きと社会参加できるように、長年培ってきた知識、技術、経験を生かすことができる場の提供や、世代間交流等の推進、継続的な学習機会を設けるなど高齢者の生涯学習をより一層推進します。

② 住み慣れた地域での生活の支援

高齢者の尊厳について正しい理解と認識を深め、地域全体で高齢者を支え合い、心豊かな長寿社会を目指します。

高齢者に対する虐待の防止や認知症高齢者の権利擁護など、高齢者福祉に関する啓発を推進します。

③ 介護予防の推進と介護サービスの充実

高齢者を社会全体で支え合うために、介護予防の推進とともに、医療と介護の連携の推進、介護サービスの正しい制度利用について周知・啓発します。また、介護サービス提供者への人権教育・啓発や介護人材確保の取組を推進します。

5 障がいのある人の人権

【現状と課題】

障がいのある人となない人が共に生きていくためには、教育や就労などの問題解決のほかに、障がいのある人が地域で自立して生活できる環境の整備が必要です。環境は、まち（道路、交通、建物、情報など）とその地域で活動する人々、そして仕組みから成り立ちます。

何よりもまず、障がいのある人となない人の心の壁を取り除くこと（心のバリアフリー化）が重要です。また、まちのバリアフリー化を推進するとともに、地域で支え合う仕組みを構築し、共に生きる環境を整えることが重要です。

2016年（平成28年）に施行された「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする差別を解消するための措置として、行政機関等及び事業者は、社会的障壁のない、必要かつ合理的な配慮をした環境の整備に努めなければならないとしています。

今後においても障がいのある人の人権が尊重される地域づくりに取り組む必要があります。

【今後の取組】

「春日部市障害者計画・障害福祉計画」に基づき、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

① 障がい者施策の推進

障がいのある人がその能力・特性をいかし、多様かつ適切な活動・生活の場を確保できるよう、日常生活の支援や相談体制の整備など、障がい者施策の推進を図ります。

② 障がいのある人の意思を尊重し、その人らしく暮らせる地域づくり

障がいのある人が住み慣れた地域で快適に日常生活を送れるよう、障害者福祉施設の充実を図るとともに、バリアフリーの視点に立った地域づくりに取り組みます。

③ 共に支え合う市民との協働の推進

障がいのある人もない人も共に生き、共に理解し合えるよう、ふれあいの機会を増やし、障害に関して、正しく理解するための人権教育・啓発を推進します。

また、障がいのある人の就労機会の拡大や学習機会の拡充等、社会環境の整備を進めます。

6 外国人の人権

【現状と課題】

本市の外国人住民は、2024 年（令和 6 年）10 月 1 日現在、6,182 人で、市人口の 2.7% となっています。

国際化が進み、外国人住民が増加する中、言語、宗教、文化や習慣等の違いへの理解不足による差別やヘイトスピーチ（脅迫や侮辱する言動）などの問題が懸念されています。

2016 年（平成 28 年）には「ヘイトスピーチ解消法」が施行されたことを踏まえ、互いを理解し、外国人住民を地域を支えるパートナーとして捉え、国籍を問わず誰もが安心して生活できる環境づくりが求められています。

本市では、市民の手による地域の国際理解への取組が、春日部市国際交流協会をはじめとする関係団体により進められています。

今後、さらに国際理解を深めるため、行政と市民が一体となり、国際的視野と感覚を備えた市民の育成、市民レベルの交流の活性化、国際化時代に対応した地域づくりが必要となっています。

【今後の取組】

外国人住民も同じ春日部市民であるということを認識し、お互いの文化、習慣の違いを理解・尊重し合うために、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

① 多文化共生の推進

外国の文化や風習、歴史について正しい理解と認識を深めると同時に、人種、民族、国籍の違いを超え、個人として尊重し合い、理解不足から生じる偏見や差別を払拭するための人権教育・啓発を推進します。

② 不当な扱いを受けることのない地域づくり

就労や入居、施設の利用などの暮らしの中において、外国人を理由とする不当な差別が生じない地域づくりのための人権教育・啓発を推進します。

外国人住民の暮らしに必要な情報の収集及び多言語による情報を提供します。

③ 国際交流の推進

地域での交流や異文化理解、生活支援のための市民レベルの活動を支援します。

姉妹都市であるオーストラリアフレーザーコースト市や友好都市であるアメリカ合衆国パサディナ市との交流事業を推進します。

春日部市国際交流協会など市民が主体となった国際交流活動の支援を行うとともに、国際交流を担う人材の育成を推進します。

7 アイヌの人々の人権

【現状と課題】

先住民族であるアイヌの人々は、固有の言語や口承文芸（口づての伝承によって、語り歌い継がれてきた文芸）のユカラなど独自の豊かな文化を育んできました。

しかし、明治政府による同化政策以降、その伝統的な文化や生活基盤は失われ、強制的な移住や差別もあり、経済的に困難な状況に置かれてきました。

今日では、独自言語を理解し、独自の伝統を担う人々の高齢化が進み、アイヌ民族独自の文化が失われつつあります。アイヌの人々が、憲法の下で基本的人権が平等に保障された国民として、その人権が擁護されなければならないのは当然のことです。しかし、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、学校や就職、結婚などで偏見や差別が依然として存在しています。

そのため、国は1997年（平成9年）に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を施行して以降、2008年（平成20年）には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を採択し、さらに2019年（令和元年）には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」を施行しました。

今後も、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別の解消を目指して、啓発活動を推進する必要があります。

【今後の取組】

① 伝統文化への理解と尊重

不当な偏見や差別を受けることなく、アイヌの人々の民族としての歴史や伝統文化に対する理解を深め、人権とアイヌ文化が尊重されるよう、国や県等と連携を図りながら人権教育・啓発を推進します。

8 感染症患者等の人権

【現状と課題】

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の前文では、「過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない偏見や差別が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。」とし、感染症の正しい理解と適切な医療の提供及び患者等の人権尊重を、国及び地方公共団体の責務、国民の責務として定めています。

しかしながら、現在においても、感染症患者等への偏見や差別があります。さらに新型コロナウイルス感染症蔓延期においては、医療従事者や福祉施設関係者のほか、社会機能の維持に必要な事業を支えている方々やその家族に対する差別や誹謗中傷等の人権侵害となる行為がありました。

そのため、感染症に対する正しい情報の提供、理解と認識を深めるための人権教育・啓発が必要です。

【今後の取組】

感染症患者等が不当な差別を受けることなく、人権とプライバシーが守られ、地域社会の中で生き生きと生活できるよう、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

① 感染症に関する啓発の推進

ハンセン病、HIV感染、新型インフルエンザ等感染症に対する正しい理解と認識を深めるための啓発に取り組みます。

就労や入居、施設の利用などの暮らしの中において、感染症を理由とする不当な差別が生じない地域社会づくりのための人権教育・啓発を推進します。

＊ハンセン病：「らい菌」によって引き起こされる感染力の弱い慢性の感染症で、現在では医療技術の進歩により完治する病気

＊HIV感染：「HIV（ヒト免疫不全ウイルス）」の感染をいい、HIVによって免疫機能（抵抗力）が破壊され、体の抵抗力が弱まり、特有の症状（カリニ肺炎やカンジダ性食道炎など）が現れた人をエイズ（後天性免疫不全症候群）患者という

＊新型インフルエンザ等感染症：新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるものをいう。

新型コロナウイルス感染症は2021年（令和3年）2月の感染症法の改正により、「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられていたが、2023年（令和5年）5月の法改正により、「5類感染症」の位置付けとなった。

9 犯罪被害者やその家族の人権

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害のみならず、事件の後遺症やマスメディアの行き過ぎた取材や報道、周囲の人々の心ない中傷、偏見などの精神的被害、失業などの経済的被害などの二次的被害にも苦しめられています。

国は、2005年（平成17年）「犯罪被害者等基本法」の施行及び「犯罪被害者等基本計画」を策定し、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための事業を実施しています。

本市においては、2019年（平成31年）に「春日部市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等が置かれている状況や、その他の事情に応じて必要な支援を行っています。

今後も行政・司法・関係団体等が被害者支援に取り組み、被害者等の人権の保障を図るとともに、一人ひとりが犯罪の被害に遭った人の置かれている状況を理解し、支援していく必要があります。

【今後の取組】

① 啓発の推進と相談支援体制の強化

犯罪被害者等が置かれている状況を理解し、人権教育・啓発を推進するとともに、犯罪被害者等が直面しているさまざまな問題について、国や県、関係団体等と連携を図りながら、相談・支援体制の強化に努めます。

10 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

パソコンやスマートフォン、タブレット端末などの普及に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションの輪が広がるなど、利便性が大きく向上し、生活は便利になりました。

一方で、情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗、中傷や差別的な掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、人権に関わる問題が生じています。さらに、インターネットを介した個人情報の流失や有害サイトを利用して犯罪に巻き込まれるなどの問題も発生しています。

このような状況から、2002年（平成14年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が施行され、インターネット上に掲載された人権侵害情報を削除する措置を管理者等に促すことができるようになりました。

その後も、2008年（平成20年）に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」、2014年（平成26年）に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」をそれぞれ制定しました。

しかしながら、インターネットによる人権侵害は増加傾向にあり、深刻化する誹謗中傷等に対応するため、削除手続きの迅速化と削除の透明化を図るため、2024年（令和6年）5月には「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）が公布されました。この法律では、大規模プラットフォーム事業者に対し、一定期間内の削除申出への対応や削除基準の策定・公表を義務付けするなどの規制が新たに設けられました。

インターネットを利用する一人ひとりが、インターネットが公共空間であることを認識し、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身に付けられるよう、学校や地域において人権教育・啓発を推進していく必要があります。

【今後の取組】

① 情報リテラシー習得の推進

インターネットやスマートフォンなどを利用する上でのルールやマナー、便利さに潜む危険性、偽情報や中傷・誹謗など人権侵害にあたる情報の適切な取り扱いなど、情報リテラシーの習得を推進します。

② 人権侵害問題への対応

インターネット上に差別の助長や名誉毀損、プライバシーを侵害する書き込み等を確認した際は、国や県、関係機関等と連携を図り、削除要請などの対応を行います。

また、発展著しい人工知能（AI）の実装による人権問題について調査・研究します。

＊情報リテラシー：情報を主体的に利用する能力または、それを育成するための教育。情報の利用には、情報の検索、評価、利用、発信といった一連のプロセスが含まれる。

Ⅰ Ⅰ 北朝鮮当局による拉致問題

【現状と課題】

2002 年（平成 14 年）9 月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、2004 年（平成 16 年）までに政府が認定した 17 人の拉致被害者のうち 5 人とその家族 8 人の帰国が実現しました。

その後、日朝間の協議は断続的に行われてきましたが、残る被害者の安否等はいまだ確認されていません。

2006 年（平成 18 年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権問題への対処に関する法律」が施行され、拉致問題に関する啓発は、国及び地方公共団体の責務と定められました。また、同法では、毎年 12 月 10 日から 16 日を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、全国的に拉致問題に関する啓発活動が実施されています。

拉致問題は、国家主権に関わる問題であるとともに重大な人権侵害です。国民世論及び国際世論の後押しとともに、この問題を風化させることなく、認識を深めるための情報発信などの取組が必要です。

【今後の取組】

① 市民の関心と認識を深めるための啓発の推進

拉致問題に対する市民の関心と認識を深めるための人権教育・啓発を、国や県、関係機関等と連携を図りながら推進します。

1 2 災害時における人権への配慮

【現状と課題】

災害時には、多くの被災者が長期間にわたる避難を余儀なくされます。

避難所では、プライバシーが保護されないという問題のほか、高齢者、障がいのある人、こども、外国人などの「災害時要配慮者」や女性などへの配慮が必要となります。

また、根拠のない思い込みや偏見により、いじめなどの人権問題が起こる場合があります。

災害時に、すべての人の人権が守られるよう、一人ひとりが人権に配慮する必要があります。

【今後の取組】

「春日部市地域防災計画」に基づき、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

① 災害時における人権への配慮

災害時には、避難所におけるプライバシー保護のほか、高齢者、障がいのある人、こども、外国人などの「災害時要配慮者」への避難時の援助と避難所での配慮が必要となります。また、妊婦や授乳中の女性などへも配慮が必要となるため、災害時における人権教育・啓発を実施します。

② 災害時の対応・体制

災害時には、情報伝達、相談、支援等の体制構築及び資材準備などについて、人権に十分配慮するとともに、国や県、関係団体等との連携を図ります。

13 性的マイノリティの人権

【現状と課題】

性的マイノリティとは、レズビアン（女性の同性愛者）やゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性とは違う性を生きる人）、あるいはクエスチョニング（性自認や性的指向を迷っている）など、性のあり方が少数な人を示す言葉です。「LGBTQ」あるいは「LGBTQ+（プラス）」とも示され、人の本質である性のあり方には、多様性があることが明らかになってきました。

本市では、性的マイノリティへの適切な対応や支援、正しい知識の普及啓発のために、2022年（令和4年）に「多様な性に関する対応ハンドブック」を作成し、2024年（令和6年）1月に改定しました。

また、性的マイノリティの自由な意思を尊重するため、2023年（令和5年）4月からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入しました。

さらに国では、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、多様な性に寛容な社会の実現のため、2023年（令和5年）6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

しかしながら、性的マイノリティへの理解はまだ十分ではありません。自らの性自認や社会との適合に思い悩むとともに、周囲からの偏見や差別に苦しんでいます。

性的マイノリティについての正しい知識を普及し、地域や学校、職場等において性の多様性への理解を進めるとともに、その人権が保障され、安心して生活できる環境づくりが必要です。

【今後の取組】

① 多様な性に対する人権教育・啓発の推進

性的マイノリティに関する社会的理解が広がり、多様性を認め合う社会を実現するため、国や県、関係団体と連携し、市民や事業者等へ人権教育・啓発を推進します。

また、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の趣旨が十分理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう周知啓発を推進します。

1 4 さ ま ざ ま な 人 権 問 題

【現状と課題】

前述の他にも、次に掲げる人権問題が存在します。また、今後、新たに生じる人権問題についても、それぞれの状況に応じた取組が必要となります。

（１）刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族は、地域社会からの偏見などにより、就労や住居の確保などの社会復帰が極めて厳しい状況にあります。

（２）ホームレスの人権

野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者、いわゆるホームレスは、偏見などにより就労や住居の確保が困難であり、また、暴行を受けるなどの人権侵害により、自立が妨げられています。

（３）人身取引（性的サービスや労働の強要等）

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な人権侵害です。深刻な精神的・肉体的苦痛を被害者にもたらし、その回復は非常に困難なため、迅速・的確な対応が求められています。

（４）その他

その他、ハラスメント、ケアラー・ヤングケアラー、依存症、貧困に関する問題などについては、その動向を適正に把握し、国や県、関係機関等と連携を図りながら適切に対応します。

【今後の取組】

① あらゆる問題に対する人権教育・啓発の推進

人はだれもが健康で幸せに暮らしたいと願っています。すべての人が個人としての尊厳が守られ、基本的人権が尊重されるよう、すべての人たちがあらゆる場での出来事や行動を通して、人権問題を自らの問題として考え行動できるよう人権教育・啓発を推進します。

Ⅳ 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発推進法において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動とされています。また、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動とされています。

人権が尊重された社会の実現のために、あらゆる人々が、家庭・学校・地域・職場・余暇活動等の、あらゆる場において、人権教育・啓発に接する機会をつくります。

特に人権にかかわりの深い職業に従事する者に対しては、人権の尊重が社会の根幹をなすことを教育・啓発します。

Ⅰ あらゆる場での人権教育の推進

（１）学校教育における人権教育

学校教育における人権教育については、児童生徒の発達段階に応じた体系的な指導が必要です。人権尊重の精神の涵養を図るために、豊かな情操と道徳心を培い、人権問題を正しく理解し、日常生活において実践できるよう指導します。

児童生徒が自ら考え、学びの主体者として育ち、学校生活や日常生活での仲間づくりを通して、豊かな感性と生命・人権を尊重する心を育むとともに、自分らしく生きるための自己を確立し、互いの「違い」を認め合い、自身と他者を大切にする行動ができるよう育成します。

- ① 教育活動全体を通して、人権尊重にかかわる指導を進め、部落差別（同和問題）をはじめ、さまざまな人権問題について正しく理解、認識するための基礎が身につくように指導します。
- ② 友だちの喜びや悲しみに共感し、お互いの「違い」を認め合い、尊重する中で、学校や学級のさまざまな問題に対して、全員で考え、解決していくように指導します。
- ③ インターネットの普及に伴う人権侵害に対し、適切に対応できるよう情報リテラシーなどの習得を推進します。

（２）社会教育における人権教育

社会教育における人権教育については、地域の実情をふまえつつ、家庭や学校、職場等が連携した教育を推進するだけでなく、「学びたい」と思ったときに学べる環境を整えることが必要です。

そのために、公民館等の社会教育施設と連携し、幼児から高齢者まで、年齢層に合わせた講座や研修会を開催するなど、学習機会の提供を進めていきます。

また、幼児期から少年期における人権意識の形成においては、家庭教育の占める割合が大きいため、家庭の中での人権意識尊重の高まりを育むための支援を進めていきます。

- ① 家庭において、親子がともに人権問題について考えられるような学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、子育てに悩み、不安を感じている保護者への相談体制の充実を図ります。
- ② 生涯学習の視点に立って、幅広い市民に対し人権問題についての理解の促進を図るため、学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成に取り組みます。
- ③ 一方的な伝達型の教育内容ではなく、参加型や体験型の教育内容を取り入れるなど、指導方法の創意工夫を図ります。
- ④ インターネットの普及に伴う人権侵害に対し、適切に対応できるよう情報リテラシーなどの習得を推進します。
- ⑤ 地域における、人権教育指導者の養成及び資質の向上に取り組みます。

（３）行政における人権教育

市職員の人権意識の高揚を図り、人権問題を正しく理解し、それぞれの職務において適切な対応を行えるよう、研修の充実に取り組みます。

また、教職員の人権意識の高揚を図るため、初任者研修から管理職研修まで、階層別の研修の充実に取り組みます。

2 効果的な啓発活動の実施

部落差別（同和問題）をはじめ、女性、こども、高齢者、障がいのある人、外国人等、それぞれの分野で啓発活動を展開します。

（１）人権意識の普及・高揚

- ① あらゆる場を通じて市民全体の人権意識の高揚を図ります。
- ② あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進していくため、リーフレットや人権作文集及び視聴覚教材等の人権啓発教材の充実に取り組みます。
- ③ 人権意識の普及・高揚を図るため、街頭啓発、研修会、人権啓発イベントなどの人権教育・啓発の充実に取り組みます。
- ④ 市民全体の人権意識の普及・高揚を図るため、「広報かすかべ」等を活用した広報・啓発のより一層の充実に取り組みます。
- ⑤ 人権の尊重にあたり、個人情報保護制度の適正な管理運用と職員研修の実施、市民への周知・啓発を行います。
- ⑥ 企業に対しては、ハラスメントの防止、公正な採用選考等の人権啓発活動を推進します。
- ⑦ 人権に深い関わりをもつことの多い医療機関、社会福祉施設その他の団体等に対して、人権啓発活動を推進します。

（２）指導的人材の育成

- ① 全ての職員が市民啓発の指導者としての自覚を持ち、必要な資質を養えるよう研修会の充実に努め、関係機関等が主催する各種講座等に職員を派遣し、指導者としての資質の向上を図ります。
- ② 教職員においては、推進役の管理職や人権教育主任等を対象にした研修会をより一層充実し、指導者としての資質の向上を図ります。
- ③ 社会教育関係団体等、企業の代表、地域社会で指導的な立場の人を対象とした研修・啓発を行います。

3 相談体制の充実

近年は、女性に対する暴力やこども、高齢者、障がいのある人への虐待、学校でのいじめやインターネットを介した人権侵害、日常生活のトラブルから生じる人権に関する問題など、相談件数の増加とともに相談内容が複雑・多様化していることから、相談体制の充実が求められています。

(1) 相談窓口の周知

人権問題に関して、気軽に相談できるような環境の充実を図ります。

また、広報紙やホームページなど、各媒体を通じて広く市民に周知します。

(2) 調査・研究の実施

人権問題にかかる事例と解消のための対策について調査・研究を行います。

(3) 相談員資質の向上

人権擁護委員をはじめ、窓口で相談業務にあたる相談員の資質向上のために、相談業務に関する研修会などへ積極的に参加します。

(4) 連携の強化

本市が開設している相談窓口では対応が困難な相談事案については、国や県の相談・支援機関と連携・協力し対応します。

4 連携・協力体制

(1) 国・県との連携

人権教育・啓発が広域的かつ効果的な取組として展開されるよう、国、県の人権に係るあらゆる部局と連携して推進します。

(2) 近隣市町との連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくために、本市をはじめとする埼玉の市町は「埼玉郡市人権施策推進協議会」を組織し、各階層別の職員を対象とした研修会、教職員を対象とした現地研修会、担当者の研修会等を連携・協議し実施してきました。

今後は、より効果的な啓発方法の研究等を含め、埼玉市町はもとより、近隣市町とも連携・協議を図りながら人権教育・啓発を推進します。

(3) 民間団体との連携

人権を尊重したまちづくりには、民間のあらゆる部門でも人権教育・啓発の取組が積極的に行われる必要があります。そのため、各種民間団体とともに、連携・協議を図りながら、共に人権教育・啓発を推進します。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

〔平成十二年法律第百四十七号〕

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵(かん)養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

春日部市人権施策推進要綱

令和5年3月22日要綱第68号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 人権施策推進会議（第6条—第14条）

第3章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、市及び市の職員の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）人権教育 人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動をいう。

（2）人権啓発 市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 市が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、市民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、市民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（市及び市の職員の責務）

第4条 市は、国及び県との連携を図りつつ、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市の職員は、市民及び自らの人権意識の底上げを図るため、所掌する事務事業において市民への人権教育及び人権啓発に努めるとともに、常に人権意識の涵養に努めなければならない。

（重要課題に関する目標）

第5条 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進における重要課題に関する目標は、法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会が定める啓発活動重点目標及び啓発活動協調事項とする。

2 市は、前項の目標について、広報かすかべ及び市公式ホームページに掲載する等市民への啓発に努めるものとする。

第2章 人権施策推進会議

（設置）

第6条 人権教育及び人権啓発に関し、関係部署相互の緊密な連携及び協力を図り、総合的かつ効果的に推進するため、春日部市人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議の補助機関として幹事会を置く。

3 幹事会が必要と認めるときは、次条の所掌事務に関する調査研究をさせるため、幹事長が選出した者から構成される検討部会及び推進部会を置くことができる。

（推進会議の所掌事務）

第7条 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）人権教育に関すること。

（2）人権啓発に関すること。

（3）その他必要な事項に関すること。

（推進会議の組織）

第8条 推進会議は、会長、副会長及び委員若干人をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 副会長は、副市長、教育長、水道事業管理者及び病院事業管理者をもって充てる。

4 委員は、部長職（相当職を含む。）にある者をもって充てる。

（会長及び副会長）

第9条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（推進会議の会議等）

第10条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 推進会議は、必要があると認めるときは、幹事会の会議について説明させるため、推進会議に幹事長を出席させ、その結果を報告させることができる。

4 推進会議は、会議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（幹事会の組織）

第11条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事若干人をもって組織する。

2 幹事長は、人権共生課長をもって充てる。

3 副幹事長は、社会教育課長をもって充てる。

4 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（幹事長及び副幹事長）

第12条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

（幹事会の会議等）

第13条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

2 幹事会の会議は、幹事の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 幹事会は、会議のため必要があると認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第14条 推進会議、幹事会、検討部会及び推進部会の庶務は、総務部人権共生課において処理する。

第3章 雑則

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（春日部市人権施策推進会議要綱の廃止）

2 春日部市人権施策推進会議要綱（平成31年2月27日制定）は、廃止する。

別表（第11条関係）

危機管理防災課長	政策企画課長	行政デジタル改革課長	情報システム課長	管財課長	総務課長	人事課長	市政情報課長	くらしの安全課長	市民参加推進課長	市民課長	庄和総合支所長	福祉総務課長	生活支援課長	高齢者支援課長	障がい者支援課長	こども育成課長	こども相談課長	こども支援課長	保育課長	健康課長	介護保険課長	商工振興課長	教育総務課長	指導課長	中央公民館長
----------	--------	------------	----------	------	------	------	--------	----------	----------	------	---------	--------	--------	---------	----------	---------	---------	---------	------	------	--------	--------	--------	------	--------